

正しいはかりを使用しましょう

計量法第 16 条では、取引又は証明に使用するはかりや分銅、おもりは「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものでなければならないと規定しています。

「取引」とは・・・有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

「証明」とは・・・公に又は業務上他人に一定の事実について真実であるということを表明すること

検定証印



2024 年 1 月に検定を受けて合格したことを表しています。

基準適合証印



経済産業大臣が指定した者が製造し 2024 年 1 月に基準適合証印を付したことを表しています。

定期検査は必ず受検しましょう

計量法第 19 条及び第 21 条では、取引又は証明に使用するはかりや分銅、おもりは、2 年に 1 回行われる定期検査を受けなければならないと規定しています。

検査の対象となるはかりの例

- 商店、露店、行商などが商品の量り売りに使用するはかり
- 農業、漁業等の従事者が農産物、水産物等の量り売りに使用するはかり
(JA、漁協等で再計量する場合は除きます)
- 病院、薬局等が調剤用に使用するはかり
- 病院、学校、保育園等が健康診断又は身体検査用として使用する体重計
(出生体重の計量も証明行為に該当します)
- 運送業者等が貨物運賃の算出用に使用するはかり
(取次店も含みます)
- 工場、事業所等が原材料の購入、製品の出荷、販売等に使用するはかり
- 納品検収用に使用するはかり

使用頻度に関わらず、上記のように使用しているはかりは検査対象となります。

定期検査に合格したはかりには、合格したことを証明するシールが貼られています。前回の定期検査は 2023 年でしたので、前回の検査に合格したはかりには、右のシール（緑色）が貼られています。

なお、検定を受けた年月又は基準適合証印を付した年月（検定証印又は基準適合証印の隣接した箇所に付されています）から 1 年以内に行われる定期検査は免除されます。具体的には、定期検査が 2025 年 7 月に行われる場合は、検定を受けた年月又は基準適合証印を付した年月が 2024 年 7 月以降であれば免除されます。

また、はかりの使用者が、直接、計量士に依頼して検査を受けることにより定期検査が免除される「定期検査に代わる計量士による検査」（代検査）制度もあります。



問い合わせ先：新潟県計量検定所（電話：0256-36-2244）